

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和 6 年 7 月 2 4 日

鶴 田 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1 号事業	2 号事業	3 号事業	4 号事業	地域(※)	重点地域との重複の有無			
		○		鶴田地区	無	令和 2 年度～令和 5 年度	株式会社リーフ	事業の実施期間の変更